

2R2
天照大神 須佐等か
ミソギにいと絵を
載せた。

H24.2.20
⑤

河童渡来の伝承 ③107P-1/3
1,856P

元春29

①1854P-1/2 1854P-1/2 1854P-1/2
③107P-1/3

河童

太伯の後と自称する者達は、その昔からの
慣わしとして、しばしば禊祓を行なった。

身に罪または穢れのある時や、あるいは重

神事などに従う前に、それまで着用してい

た衣服の全てを脱ぎ去り、川の流水の早くも

なく、ゆるやかでもない中つ瀬に、墮り潜き

身を滌いで洗い清めるのだった。

貴人達は、男も女も、残くあるいは深く潜

って、は祈りをささげ、そして両目や鼻を洗い

身体中を丁寧に洗って、すっかり清浄の身と

なるのである。

だが、その様子を遙かに遠くの方から

ながめている土着の者達の目には、

禊祓の仕草が真剣であればあるほど、なん

とも奇妙なものに思えたことであらう。

自分自身を「神童」へ「神の子」と自らのことを呼ぶ者

達が素裸になつて川の中に群れ集っている

そのさまは、

①1854P-1/2 1854P-1/2 1854P-1/2

とき 1589⁹

11174203⁹ 平身低頭 1988⁸ 術 1203⁹ てたて

1.857^P

ときあり 時折 1588⁸ かけはるま 394⁸

自負 1009⁹

とき 516⁶

へなんとも乗ーそうに、嬉嬉と水とた

わむわている ✓

か、のように見えたに相違ない。 参考

神童 (神の子) と自ら称する征服者達

と、土着の者達との間には、歴然とした

隔たりが保たれ、通常は、互いに全く別々の

世界に懸け離れてゐる感さえあつたか、

しかし、支配者である神童達は、はきは

人々の前に現われ、無理難題を申し渡し、時

折無慈悲であり、悍猛でさえあつた。

神童達は、額に點一入墨をし、眉間

に皺を寄せ、口を尖らせて、よく怒鳴り散ら

した。まさに、虎が吼えてゐるかのよう、凄

しく、そんな時、被支配者である人々

々は、のがれる術もなく、ただただ身を小

くして打ち震えるばかりだつた。

また、神童達は、時として、頭にま

るみのある兜をかぶり、短甲や挂甲 (かけよう

い) を身に着け、腰に武器をかきつけて

胴部をおおう短いよろい

五十六
续体
天白王

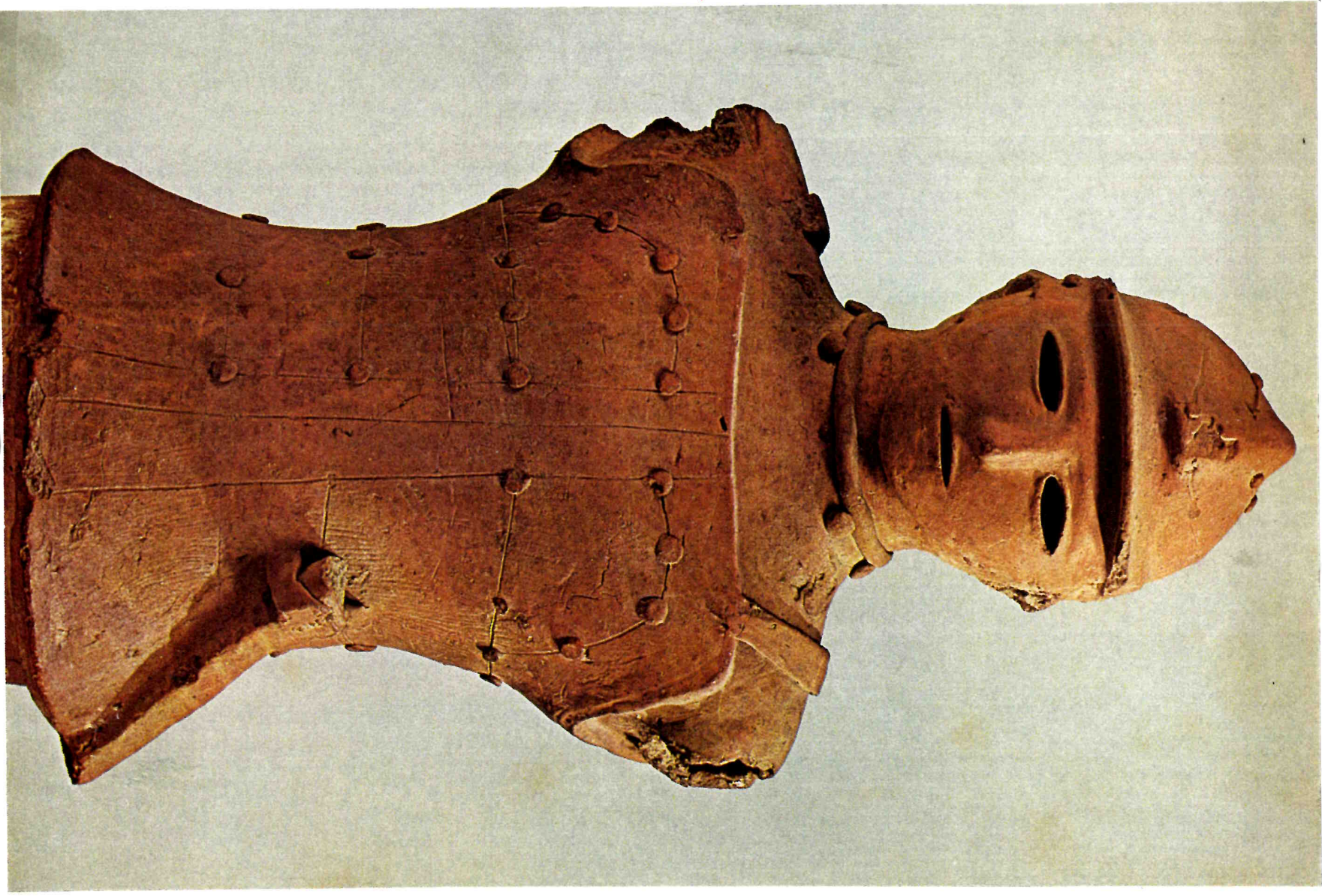
炔
氢化

・カラー
 ・頂の右上(1/4)
 に大きく
 掲載下さい。

・暗くなるなお
 にして下さい。
 ・明るくお願
 います。

・背景を白く
 しておいて
 現在、ヨギが
 あり、見出し色
 について。

1,859^P - 1/2



「埴輪」伊藤守泰、保育社 67頁、白黒写真有。 750

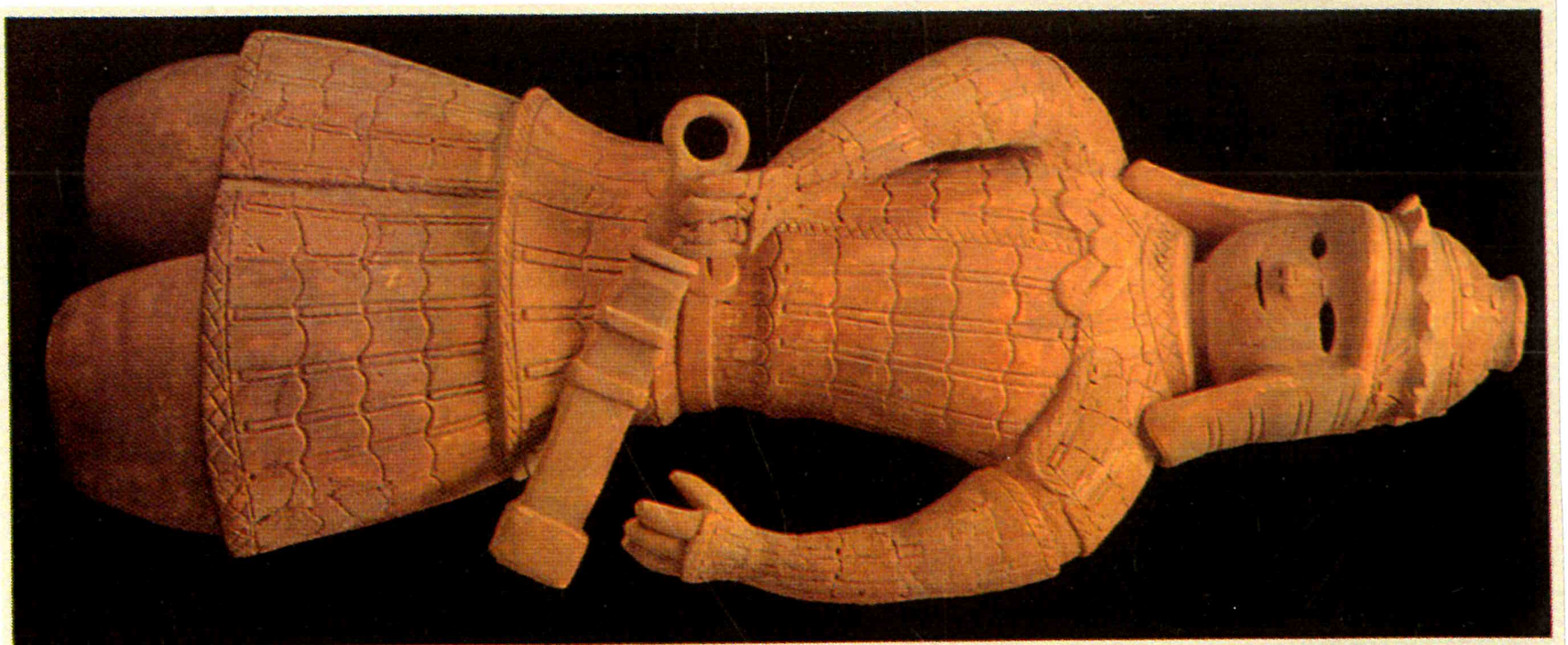
1324
 『埴輪』小林行雄、平仄社、昭和49年8月5日発行、No. 8 他参照

1424
 写真図版 324 短甲をつけた武人 (6世紀、重文)

1224
 埼玉県熊谷市上中条、高さ64.2cm、東京国立博物館

157

- ・夏の左上1/4に、大玉を掲載。

$$1.859^P - \frac{3}{2}$$


751

1409

写真図版 325 掛け甲 (肩に掛けて着る甲の意) ゼ身(こ)を固めた式人

(大阪府今城塚古墳出土)

1324

1204

『図説はたわの本山』群馬県立歴史博物館、1996年6月1日発行
54頁分紙下

(注) 1. (うづ) (まがひ) (となんいせき) 越へ山
銚子状の眉底の天辺(頂)に、凹みがある。←(に深さがある)

(天辺(頂)に凹みがある。←(二重土付)(12)

歌垣 探湯(盟神探湯)



貴州省や雲南省等の

中国西南部の少数民族の村々には、我が国の

伝統的な習俗・信仰、あるいは昔話・伝説な

とよく似た文化が少なからず伝えられてい

る。

たとえば、ミヤオ族やポイ族は、我が国の

古代の歌垣に相当する「対歌」の習俗をもつ

ていふという。

(「朝日新聞」昭和五十八年十

一月二十八日付参照)

＊

また、ミヤオ族・ポイ族・トン族などの村

々では、わが国の古代に行われたと伝えられる探

湯(盟神探湯)とよく似た神判が大昔からずっと継承

されてきた。この神判をミヤオ語で「ピタイ」と

か「パタイ」と呼んでいる。

事件が発生し、村の理老(長老)らの調へや裁

定でも決着がつかないような場合、多くは

神判にのって白黒がつけられる。

神判は神聖なものとして順守され、ここによ

元190P

元616P

元25P

元225P

元861P

せいやく 1232
誓約 55 58 82

天つぎ
改行

天つぎ
改行

1861^P

1167^P

446^P

1429^P

前頁19行から
たれる。

1161^P

1100^P
誓約

下村の秩序が保たれてゐる。神判法の中に
は、鶏や犬の首を斬つてする一種の誓約(ウケツ)
などもあるが、最高のそして最後の神判法が
ミのピタイである。ピタイは民族や地域によ
つて、その手順や方法に小差はある。しかし
いふれにしても、沸騰した油や熱湯の中のも
のを素手でとり、その年の火傷の有無によつ
て有罪か無罪かが決められる。
ピタイを行なう場所は「村の広場」とか「所
有権をめぐつて争つてゐるその「田畑」とかであり、

必ずしも定まっていらない。

2516
315

1486
156

ピタイを行なう時にはたいいてい村の理老た
ちが立ち会ひ、鬼師や巫女がその神判をとり
しきる。彼らによって実施に先立ち、祝詞を唱えて
神霊を招くなどの儀式を行なう。神判のくた
たあと、勝者・敗者ともに一定の謝礼を理老
や鬼師たちに支払うのが慣行である。
こうした神判法は、解放(新中国の成立)以後
迷信であるとして廃止されるようになった。
したが、以前は相当に行なわれていたという。

694^P

一定のウケツ 753

紀上 438^P 井上(上) 381^P 天神地祇 (54) 1229^P 367^P 改訂

1,862^P

紀上 438^P 注4

岩波書店、四三八頁注四参照

天皇はつつしんで天神地祇におたずねになり、
宿禰が武内宿禰を中傷する事件がおこった。
味檀丘の辞禍戸碑に、探湯瓮がすえられ、
盟神探湯が行われた。(紀)

正否をただされたという。(紀)

そして允恭四年には、氏と姓を統制する

乃、盟神探湯が行われた。(紀)

味檀丘の辞禍戸碑に、探湯瓮がすえられ、

火傷しないうはすはない。そのため、この
ピタイには、こ水をとりきる鬼師たちによ
って仕組まれたトリツクがあるともいわれて
いる。朝日新聞昭和五十八年十一月二十八日
付、中国西南部に残る古代の日本、伊藤清司
参照)

また、「探湯」の例は、論語、季氏篇など
にも見え、もとは中国的なものであったろう
という。日本書紀(上)日本古典文学大系、

1951^P

1197^P

井上(上) 381^P

ひつとう 云1951P
沸湯 にはえきつてい
沸

探る 879P
云878P

けいちょう(けいちょう) (821) 云1081P
軽重 云676P 承引 承諾
研究 魏太後 76刷の69P 云779P

1863

P 隋書 217 前 18行
72P 新 紀下 43

天つ主改行

いつわ 云
偽る 136P

紀上438P
井上(4) 382P

と。或は蛇(へい)を(か)か(か)う(か)め(め)云(い)う(う)理(り)曲(きょく)(不正)なる(な)る(る)者(もの)は(は)即(すなは)ち(ち)手(て)燥(そう)ま(ま)る(る)の(の)
探(たん)ら(ら)し(し)め(め)云(い)う(う)理(り)曲(きょく)(不正)なる(な)る(る)者(もの)は(は)即(すなは)ち(ち)手(て)燥(そう)ま(ま)る(る)の(の)
石(いし)を(を)沸(ふ)湯(とう)の(の)中(なか)に(に)置(お)き(き)競(きやう)う(う)所(ところ)の(の)者(もの)を(を)一(ひと)て(て)之(これ)を(を)
張(は)る(る)者(もの)は(は)木(き)を(を)以(も)つ(つ)て(て)其(その)項(こう)(うなじ)を(を)鋸(のこぎり)す(す)。或(ある)は(は)小(こ)
訟(しょう)う(う)た(た)え(え)あ(あ)う(う)そ(そ)を(を)訊(しん)究(きゆう)(といた)す(す)毎(まい)に(に)承(しょう)引(いん)せ(せ)
自(みづか)ら(ら)余(あ)の(の)他(ほか)は(は)輕(けい)重(じゆう)も(も)て(て)或(ある)は(は)流(なが)し(し)或(ある)は(は)杖(じゆう)す(す)。獄(ごく)
死(し)め(め)下(くだ)財(さい)無(む)き(き)者(もの)は(は)身(み)を(を)没(ぼつ)し(し)て(て)奴(やつ)へ(へ)奴(やつ)隸(れい)と(と)爲(な)す(す)
死(し)め(め)下(くだ)財(さい)無(む)き(き)者(もの)は(は)身(み)を(を)没(ぼつ)し(し)て(て)奴(やつ)へ(へ)奴(やつ)隸(れい)と(と)爲(な)す(す)
俗(ぞく)に(に)つ(つ)い(い)て(て)さ(さ)ら(ら)に(に)隋(ずい)書(しよ)倭(わ)国(こく)伝(でん)に(に)は(は)我(われ)が(が)国(こく)の(の)風(ふう)
また、繼(けい)体(たい)紀(き)二(に)十(じゅう)四(し)年(ねん)九(く)月(げつ)糸(いと)に(に)誓(ちか)湯(とう)と(と)あ(あ)る(る)
自然(じぜん)に(に)定(さだ)まり(り)け(け)つ(つ)て(て)偽(いつわ)る(る)者(もの)が(が)な(な)か(か)つ(つ)た(た)
進(しん)む(む)こ(こ)と(と)が(が)な(な)か(か)つ(つ)た(た)。こ(こ)れ(れ)よ(よ)り(り)以(も)ち(ち)後(ご)、氏(し)姓(せい)は(は)
恐(おそ)水(みづ)、あ(あ)ら(ら)か(か)じ(じ)め(め)退(たい)り(り)て(て)ま(ま)つ(つ)て(て)、釜(かま)の(の)前(まへ)に(に)
み(み)な(な)傷(きず)つ(つ)い(い)た(た)。そ(そ)こ(こ)で(で)、こ(こ)と(と)さ(さ)ら(ら)に(に)偽(いつわ)る(る)者(もの)は(は)
お(お)の(の)お(お)か(か)ら(ら)な(な)人(ひと)と(と)も(も)な(な)く(く)、真(ま)実(じつ)で(で)な(な)ら(ら)ず(ず)者(もの)は(は)
た(た)赴(き)つ(つ)た(た)。探(たん)湯(とう)し(し)た(た)。す(す)な(な)わ(わ)ち(ち)真(ま)実(じつ)で(で)あ(あ)る(る)者(もの)は(は)釜(かま)
に(に)赴(き)つ(つ)た(た)。探(たん)湯(とう)し(し)た(た)。す(す)な(な)わ(わ)ち(ち)真(ま)実(じつ)で(で)あ(あ)る(る)者(もの)は(は)釜(かま)

紀上438P

紀上438P

紀上438P

紀上438P

430(2018)5.9(水) ~ 5.10(4回)
令和元(2019)6.17(月) ~ 6.18(3回)

1864^P

2018年12月29日
争訟訴訟提起争うこと

F 6/18
6/17

米

とある。
 静せい曲きょくなる者ものは即すなはち手てをさ蟄ささると。
 人頗ひとすこる。恬てん

580⁺

⑤ 隋書 12^p

元
1189^r

版 1.864-3/2

1.865-1/2

折込 1732

三〇五(五) 1-315P

東洋新刊 724 「經典釈文」 元679

古= 2045 227P

1792-考 96

礼として目上の者を拝していた。
以て相撃ち、この作法を正しい
●古代(恐らく周の時代)の人々は、両手を
た。この物語においては、次のように解いてみ
筑摩書房、三一五頁、注二八参照)
とある。(「三国志」(四)世界古典文学全集、
相撃つ。――蓋し古の遺法なりし
たの一種)の項に、
「今の倭人(倭人)拝するに両手を以て
相撃つ。――蓋し古の遺法なりし
とある。(「三国志」(四)世界古典文学全集、
筑摩書房、三一五頁、注二八参照)
この物語においては、次のように解いてみ
た。この物語においては、次のように解いてみ
●古代(恐らく周の時代)の人々は、両手を
以て相撃ち、この作法を正しい
礼として目上の者を拝していた。

呉・東晋・宋・齊・梁・陳の六王朝

經典釈文 三〇卷 は、漢・魏・六朝

唐初の諸家の説を引用して、經典の音切。

訓詁及び文字の異同を考証した書であり、唐

の陸徳明が撰じたものである。(「広辞苑」

へ經典釈文参照)

この經典釈文の周礼(周代の官制を書

いたもの)・春官・大祝の振動(拝礼のしか

たの一種)の項に、

「今の倭人(倭人)拝するに両手を以て

相撃つ。――蓋し古の遺法なりし

とある。(「三国志」(四)世界古典文学全集、

筑摩書房、三一五頁、注二八参照)

この物語においては、次のように解いてみ

た。この物語においては、次のように解いてみ

●古代(恐らく周の時代)の人々は、両手を

以て相撃ち、この作法を正しい

礼として目上の者を拝していた。

$$1.865^P - \frac{2}{2}$$

天唯
改行

19世紀中葉
底1446^pなかじろ

③354^{p-23}
礼儀③55
④716, ④1771-1/4

1,866^p-1/3

挽48^p 然諾 元1270^p
同文 ④1797^p 15行かす

④1798^p-6/6 未

「三國志」卷II-295^p下
296^p上

ここに、魏志倭人伝に記されてゐる倭国の
《下戸》と《大人》の礼の違ひについて見て
みよう。

「倭国の庶民の礼」

倭国の《下戸》の礼について、魏志倭人伝

は、次のように述べている。

「下戸、大人と道路に相逢えは、逡巡して

草に入り、辞を伝え事を説くには、或は蹲り

或は跪き、両手は地に據り、之が恭敬を爲す。

対応の声を嘔と曰う。比するに然諾の如し

と記されてゐる。(第二十七章「正座と著犢鼻」の項によつて)

かつて箕子達は、その支配下にある者達

に礼儀と田蚕、織物の術を教え、犯禁八条と

いう法禁を行なつたのであろう。(第二章

へ礼儀と田蚕、織物の術の項において既

述)

こうしたわけで「倭国大乱後の」三世

紀中葉頃、倭国の《下戸》と《大人》の位置がけさ

れる一般庶民(箕子の子孫達、当初の弥生人

つまり一般庶民

いちよう 元/27
一様 同様、同じさま

1,866^{P-2/3}

⑥ 355^{P-5/6}
1755^{P-3/5}
1698^{P-2/3}

の子孫達、南方からの渡来人の子孫達、縄文
人の子孫達）は、全て皆が皆、
（道路で）日大人（太伯の後と自称する支
配者達）に会うと、つみ染く後ずさりして草の中
に入り、そいて言葉を伝えたり説明したりす
るときには、蹲り或は跪いて両手を地面につけ
所作を行ない、これ
というとを礼儀だと心得ていた、と解され
る。
すなわち、倭国の庶人たちは、
① 蹲り、跪き、両手を地につけて恭敬を表め
② 対応の声を「噫」といった、
と想到される。
そして、魏志倭人伝に記されている下戸
の礼に極めてよく似た礼儀作法が、
同時代の三世紀頃の扶余国でも、日常的に見
られたようである。
・すでに述べたとおり、三国志と魏書三十
九、鮮卑東夷伝、夫余条に、
「通訳が言葉を伝えるときには、みなひざ
まづき、手を地につけて、ぼそぼそとしゃべ

といつて押札を繰返した

1,866^P - 3/3

(24)

容儀

2268

正
1
て

井ノ口

⑦ 355¹ - 5/6 237

食事前

✱

とある。(第二章へ般の末裔たちの風俗習慣の項において既述)

●般民の流れさくむ。箕子。扶余の双方が、同様の礼を行なっていたのであろう。

■目上の者と出会った時に道端へ寄って道を譲り、改まった時など、相手を敬正坐し、両手を床につけることは、現代においてもお見られる習慣である。

■また、「噫」は、今日の「はい」に通じる言葉なのであろう。

●なお、現在でも「アイヨ」などと耳にする。また『現在でも地方によつては、神仏を拝すときに、「ア」とか、「アン」と声を発する。(「朝日新聞」平成三年九月二十三日付)

●「フジ三太郎」等参照

●幼児に「食事両手を合わせせて、「アッ」と言つてごらん、などという。

$$1,867^p - 1/2$$

1762^p

コクヨ ケー20 20×20

762

43.12.20(5)

(礼儀)作法 2901
「礼習」改

1.867-2/2

正 [注] 礼 至 1798-2/6
同文

魏 46P 同 1865-1/2
符合 1533

と記されてゐる。
●この記事は、先述の「日経典釈文」の、
「今の倭人」(倭人)「拝するに両手を以つて
相撃つ。」「蓋し古の遺法なり」といふ文
言と、まさしく符合してゐる。
「倭国」の大人(支配者)達は、神や目上の
者を敬す時には、但々手を搏ち鳴らし、之を
以つて、跪いて拝することと同等とみなし、
尤当とされてゐた。(正坐と著續鼻の項におよび既述)
よう、に解される。(正坐と著續鼻の項におよび既述)
なお、現代の我々は、神社に詣でた時には
蹲ったり、あるいは跪いたりせず、
この「風習」は、我国古来の大人達(支配層の倭人
達)の遺法を受け継いでゐるものであらうと推
定される。
「このように、下戸(一般庶民)と大人(支
配者達)との間には、本来、礼儀に差があつ
たであらうと思われぬ。」
とある、現代に於てもよく見られる二水

元 922 人 旧唐書 106 典雅 1868

ニ

トル

ら日本の礼儀の風習は、
紀以前、すでに存在していたように想到さ
れる。
風俗、習慣、
ゆたつて伝えられつづけていくものか、まこ
とに驚くべきことと言えよう。

さて、
天明五年（六五九）十一月一日

（唐の）朝に冬至の會有り。會の日、天

子に亦觀ゆ。朝ける諸蕃の中に、後の客最

も勝れたり。遣わされた典雅で洗練された

とありて、倭国から遣唐使達の立居振舞い

使人の风采や挙措は優れていたようである。
粟田真人や藤原清河についで、
延暦僧録、
新田唐書、
など、
続紀、
讚

①1868 未8行

天つき
改行

1.869

されてあり、よく知られてゐる。(「日本書
紀」(下)日本古典文学大系、岩波書店、三四〇
頁注ハ参照) さらにもまた、元史日本伝には、
「日本は素より禮を知るの國と號す」とある。
↑↑↑↑↑これは、蒙古人の考えでなく、
おそらく唐宋時代の漢人の日本観をそのまま
伝えたものであろう、という。(「旧唐書倭
国日本伝・宋史日本伝・元史日本伝」岩波文
庫、五六五―五六五九、二二頁、及び七九
頁参照)
①ともあれ、何と
②中国の朝廷に使者を遣わした諸蕃の中で、
倭(日本)の礼儀作法が最も優れてゐた。
③また、日本は素より禮を知るの國である
として、中国人達の評価も絶大であった、
というのである。
■即ち、自画自讃というわけではなく、自他
共に認めるほど、日本からの使者達の礼儀
は優れてゐたのであろう。

1,870^P-1/2

5x16
定価494 次頁
(成服)

秦かん
漢かん

起修
20x22
左頁11行と対
小野村

周代以降
ゆうだい以降

このような

云 1908^P

決して
この頁リ行

なお、品格の高い「礼儀」・「作法」は

長い年月、倭人達(日本人達)が絶え間なく磨きをかけて続けたものではない。

へ隋・唐の日本人が、いきなり、優雅典麗な礼儀作法を習得した。

とは、とても考えにくい。一般に周以来の礼節の伝統を誇り、礼を重んずる中国人達が、

「日本は素より禮を知るの國と號す」と言つて感心した、というのだから、決して「日本人達が」付焼刃的に短時

日のうちに中国人から「礼」を学んだ」という訳ではあるまい。

トル 気品のある「容姿端麗な好男子が」

流暢な中国語を「心地よい抑揚で喋り、

微笑みを絶やさず」どのような情況下にあつても動ぜず「心にくいばかりの華麗さで

振舞う」といふ訓練を「日夜ひたすら」積み重ねていたのでは

なかろうか」と想像される。

馬染のな

125
1474

善 1594

1870^{P-2/2}

1058

礼 2339^P

■ それにしても、口礼と口うものは、
何なのだろうか。

「礼は、社会の秩序を保つための生活規範

の総称で儀式・作法・制度・文物などを含む

儒教では最も重要な道徳的観念として口礼記

などに説かれていゝ

という。(「広辞苑」へ礼参照)

ようするに、礼は、一社会内の生活・習慣の

上に成り立っているものであつて、

生活を共にする人々の秩序を保つための潤滑剤

のようなものである、と言ひ得ようか。

もつとも、礼はかなり独善的な面があつ

て、――その社会の口内においてのみ

通用することゝ多々あるようである。

例えは、言葉も生活習慣も礼儀も全然異なる

異国からやつてきた者が、その異国の作

に從つて――極めて優雅に、丁寧に、礼儀

正しく振舞つたと仮定しよう。

その礼儀作法は、人々によく理解され、快

その礼儀作法は、人々によく理解され、快

「こけは」 版1行

中華 1439P
存在 1990P

1.871P

ひなん 1883P
非難 549P
責めとかめること

よく受け入れられるだろうか。
いや、人々は、
へずいぶん奇妙な、肌に合わない異質なも
のを感じ、こすすれ、口異国の礼儀作法は優れて
いる。などとは、普通には思われないものである。
● それどころか、実際には、全く排他的に、
のなない、非難の目をもつて冷笑し、
「礼儀作法も知らない野蠻な振舞いよ」
野蠻人よ
と決めつけるのか、いわは偽らざる世間一般
の感情であるといえよう。
■ ところか何となく、
置く文化国家である、と自負している中華の国
の人々が、東海海中に存在する日本の国の
ことを、口礼儀を知るの国とまで高く評
価したのである。
● 信じ難いことだと言いつても過言であるまい。
● 一体、―― どういうことか、意味しているの
だろうか。

とろりっ
唐豆

①1798^{5/5}
①1796^{1/1}

たみや
立つ礼
①1798^{6/6}
①1796^{1/1}
紀下455注

1.872^P - 1/2
①1798^{6/6}
①1796^{1/1}

きた
来る
536
せつくる
前頁16行
次頁39行

△ハは恐らく、唐・宋時代の頃の日本にほ
へすでに、中国の礼儀作法と同一か、
いはいより以上に洗練された中国的な礼儀作法
に起立して行う礼にであった。✓
という実状を示しているのであらう。
●~~な~~正坐と著續鼻の項で引用したように、唐で
は起立して行う礼を採用していたという。
△~~な~~この日本の礼儀作法に立つ礼の歴史は
吳王~~ある~~は太伯の頃にまでも遡り得ることを示
唆している。✓
ように思われる。
△つまり、太伯の後と自称する者達がこの東
海の島に持ち来った礼儀は、倭国の長い
長い歴史を通じて~~な~~変ることなく重んぜられ
大切にされ、唐・宋時代に至り漢人
から賛嘆されるようになった。日本は素よ
り禮を知るの國と號す。という日本観が生じ
たのではなからうか、と推察される。
■礼儀を尊ぶ中国人自身~~が~~忘れかけていた古
の遺法を、日本人がかたくななまでに受け継

1.872^p-³/₂

2090

い
で
い
る
の
を
眼
の
当
り
に
目
に
入
り
た
と
き
、
中
華

の
国
の
人
々
は
、
驚
き
、
心
底
より

日
本
は
素
より
禮
を
知
る
国
で
あ
る
の
と
の
賛
辞
を
惜
し
ま
な
か
つ
た
の
で
あ
ろ
う
。

心
底
か
ら
の

1158

*

察
す
る
と
こ
ろ

太
伯
の
後
と
自
称
す
る
倭
人
達
は
周
・
漢

曹
魏
等
々
の
中
国
の
王
朝
へ
朝
貢
す
る
に
当
つ
て

135
日
本
（
細
ご
ち
）

「
礼
儀
こ
そ
最
も
重
要
」
で
あ
る

と
考
え
て
い
た
の
だ
ろ
う

と
想
到
さ
れ
る

1.873^P-1/2

古蹟 1873
563
甲骨文の世 165
「華北平原」のあけぼの 98
「解明世界史」31 竜ト云574

せんぼく
占ト (亀ト)

河南省安陽県 (北京の南南西四五〇キロ開

封の北太行山脉の東麓にあつて華北平原が

東方に展望されるところ) は、古くから殷

墟とは廃墟の意である。殷都のあとと呼ばれていた。

王懿榮と劉鉄雲の二人

は、虚病の特効薬とされる竜骨の表面に刻み込

まゝた文字らしいものに気付いた。ここに、

両氏の竜骨搜集がはじまった。へ「甲骨文の

世界」白川静、東洋文庫、平凡社、七し十頁

参照)

こうして、殷後期の盤庚以後十王の都であ

った遺跡が、この地に眠つてゐる事実が分かつた。

すなわち殷王朝の存在は、単なる伝説でなく

歴史的眞実であることが明らかになつた。

な王墓・宮殿・青銅器・利器などが見出され

る。

コクニ ケー20

たんちや 144
端緒

小村 172
ト新

223

1.873^{0-3/2}

21346

た。また、硬質で白色の陶器である白陶や、
南アジア方面との交流を推測させる象牙・子
安貝なども発見された。（「解明世界史」文
英堂、三一頁参照）
なお、殷墟発見の端緒ともなった甲骨文字
は、亀甲や牛骨の表面にほられており、またそ
の文字で書かれた内容は卜占に関するものが
大半であるので、ト辞ともいわれる。（「東
洋史辞典」創元新社「甲骨文字」参照）
殷代においては、亀甲や牛骨を焼灼し、急
冷することによって出現する表面のひび割れ
を、神の啓示であると考え、
国政などのことごとくを、占いに
決定したのだった。（「週刊朝日百科」昭和五
十年十二月二日発行）世界の美術へ殷・西周・春秋
時代、朝日新聞社「九一九九頁参照」

*

昭和五十四年十二月二日発行

殷代に使用された白色精巧な土器

1874

8卦を基本
8×8=64卦の数を生ずる。

きつぎょう
10凶 538

めじきり
筮 2174に詳い

くせい
六五頁参照

東洋史辞典
創元新主人

周代にはトにかわってうらないの主流とな

め、独りて採用されるようになった

いたが、一は最初トの補助として手続きが簡単なた

(2) 一方、筮は最初トの補助として使用されて

けつかれた。

か行なわたり、これは周代に

(1) なお、殷代には主としてトによるうらない

リ、卦を立ててうらないものである。

竹で作った筮竹を用い、その数の奇偶によ

② 筮とは、著と呼ばれる菊科の植物の茎や

① トとは、亀甲や獣骨を焼き、その表面に生

いた割れめ(兆)によって吉凶を判断する

日、筮は、めどぎともしうがある。

古代中国のうらないの方法には、トと

筮は、めどぎともしうがある。

筮は、めどぎともしうがある。

つまり、殷代に盛んに行なわれたトは、一応の周へ引き継がれたとはいえず、周代にはその主流になつた、という

では、殷代のうらないの方法であつたトは、一体、どのような経路によつて、我が国へ

扶余系殷民の子孫達

殷の王族であつた箕子の子孫達が、殷代のトを、日本列島へもたらしたように思われる

殷・周初頃のトを、えんえんと継承して

ついにこの島へもたらしたのであろうか。

の歴史は古く、縄文時代のかんり早い時期にまでも遡ることが出来るのである。

南方系長身人の子孫達が居住していたと思われる鳥取

代と同様のト占をもたらしただのかも知れない

市日青谷上寺地遺跡から、全国最多の二七点ものト骨が見い出されたのだった。(第四章八鳥取市の日青谷上寺地遺跡の項において既述)

紀上152¹² 紀上12¹⁵

1,876^P

記(黒) 50^ま

紀上83⁸ 日本書紀 太占 241⁷
127⁷
トニ 127⁷
とあふ 1878²⁰

1619^P
とあふ
に同じ

516^P

とあふ
ト占は、倭人社会にすつかり定

①日本書紀 神代上第四段一書第一八大八洲

生成条に

時に天神 太占を以てト合ふ 故

二の神 改めて復柱を巡りたまふ 云々

②古事記 天岩屋の条に

天の香山の真男鹿の肩を内抜きに抜き

はか(朱桜)を取りて 占合ひまかなはしめ

て(祭の設営をさせて) 云々

③日本書紀 神代下第九段一書第二八天孫降

臨 条に 中臣氏の祖

天兒屋命は 神事を主る宗源者なり。故

太占のト事を以て 仕へ奉らむ

などとある。

＊

1665 同文 秋 46' 557' 小林 951'
 主つちうろ 吉持 539' 今泉 538' 小林 885' 視 3
 用 653' 秋 59' 1.877^P-1/2

魏志倭人伝に、
 其の俗、
 輒ち骨を灼きて卜し、
 其の辞は今龜の法（きぎと）の如く
 火（か）坂（たか）（さけめ）を視て兆（きぎと）を占う
 とある。（第二十四章「太占」の項において既述）
 トル
 なお、令龜につけては、左傳文公十八年の
 条に、
 後漢書倭伝に、
 骨を灼いて以て卜し、
 用（もち）て吉凶を決
 す
 ③ 晋書卷九十四「夷伝・倭人条」に、
 其與大事、輒灼骨以占吉凶
 ④ 隋書倭国伝に、

1.877^P-2/2

ちゅうゆう 小林 29^P
中州

観 46^P

ひけき 元
巫 503^P かなるま
女 男

小学館

へ中州

参照

ある河南省をいう。

(「漢和辞典」小林信明

●なお、中州は、中国の中央の意で、洛陽が

注一参照

とある。(「岩波文庫」(四三七〇)四六頁

を視て吉凶を占うなり

先ず中州の令龜の如からしめ、坂(さけめ)

「倭国」大事は輒ち骨を灼いて以てトす。

唐の段公路の北戸録卷二・鶏卵トの条に、

す

ト筮を知る。尤だ巫覡(かんなき)を信

*

元 203^P

元 1809^P はなは
小林 324^P 甚だ

元 503^P

このように

とある ① 1876 19

とある ② 1876 19

1.878^P

主ぼく
亀ト 547^P

④ 478^P - 1/3 ト占 で出た

たよる 何に よらず 亀ト によつて 事を 決めてい

獣骨を用いるト占

「決定」次頁 49

このように

我が国では 支配者達も 庶民

1876

佐古の

神慮

(神のみこころ)を伺い

「朝日新聞」昭和五十五年八月七日付参照

庶民生活誌「宮本常一、中公新書、二一〇頁

ていつたのであろう。(「絵巻物に見る日本

・材料の不足が、亀トという古い習俗を消し

いう記録がある。

くなり、亀トが十分に行なえなくなった、と

だが、十六世紀頃からは、亀が次第に少な

いた。

市町村
38

市町村
39^P

島南部の豆酏と、中部西岸の木坂で行われて

では、対島・伊豆などであった。対島では、

亀トが盛んに行われたのは、口宮廷以外

用いられるようになった。

しかし、日本では、のちには亀の甲が多く

の骨が出土している。

用されており、日本でも、山口県土井

ヶ浜の弥生式文化遺跡から、ト占に用いた鹿

の骨が出土している。

大陸では、ト占を行うのに牛・鹿の骨が多

トル

亀甲

H3.12.22(日)④
 H3.12.25(木)⑤
 H10.7.5(日)
 H30(2018)5.10(木)~5.12(4回)
 H31(2019)1.13(日)~1.13(3回)

H2.10.12(金) 1122 小林カンナ末
 +1990 周は前1122年~1879 P
 3112年

元暦1715 抜穂の使
 (天竺)改行
 大嘗祭の構造 2147
 H2.10.10頃のテレビ放映(ニコース
 大分県知事 政教分離をすすめる!)
 元 2350 P

下1/3
 1/13

*

え
 よ
 う
 か
 ト
 の
 法
 が
 、
 約
 三
 千
 年
 後
 (今日)に
 お
 い
 っ
 て
 も
 な
 お
 か
 た
 く
 な
 な
 ま
 で
 に
 踏
 襲
 さ
 れ
 続
 け
 て
 い
 る
 と
 い
 へ
 ぬ

他参照

や周初

社、二一四頁「広辞苑」へ抜穂・抜穂使

という「大嘗祭の構造」平野孝国、パリかん

と称さる勅使がそれそれ遣わされ、收納さる

で稲が育てられる。そして秋に「主基田」

こころに選ばれた「悠紀田」。

「は、秋田県と大分県が卜定された。

国・主基田が決定される。平成二年度におい

大嘗祭に先立ち、

綿と継承される。

「現代にまでも連

綿と継承される。

「現代にまでも連

綿と継承される。

「現代にまでも連

前頁末「向に」

2350 P